

告 示

埼玉県告示第八百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司